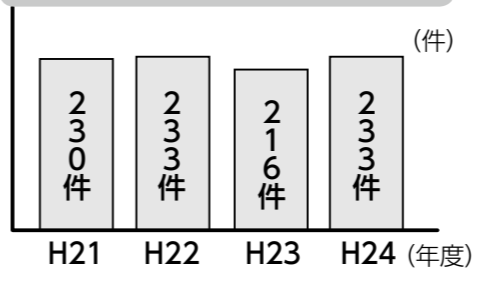


狙われています 高齢者!

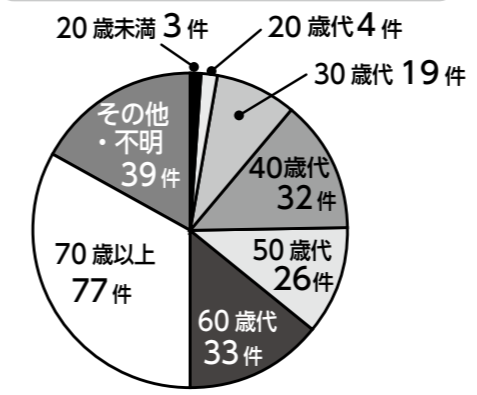
# 悪質商法や詐欺に注意!

高齢者をねらった悪質商法や、詐欺的な勧誘による投資契約の被害が、全国で増加しています。高島市内でも同様のことが起きていますので、他人事と思わず、一人ひとりが被害にあわないように気を付けることが大切です。今回は、特によく起こっている事例を紹介しましょう。アドバイスを参考に被害にあわないよう注意しましょう。

高島市の消費生活相談件数



年代別件数 (平成24年度)



## 催眠商法



【主な商品の例】  
・健康食品  
・ふとん類  
・電気治療器

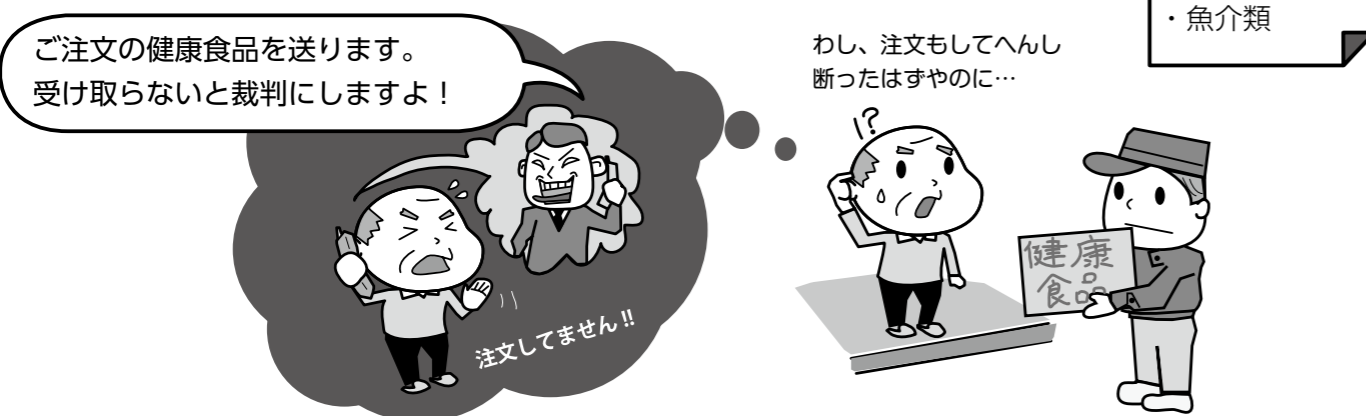
会場の興奮した雰囲気にもまれて、最終的に高額な商品を買ってしまいます。

契約しても、契約書を受領した日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフ（無条件で契約解除できる制度）が可能です。

### アドバイス

- 「タダより高いものはない」という気持ちを持ちましょう。
- 無料配布や販売会のチラシ、引換券を配っていても受け取らないようにしましょう。
- 自由に出入りできない会場へは行かないようにしましょう。

## 送りつけ商法



【主な商品の例】  
・健康食品  
・魚介類

頼んでもいない品物を強引に送るとい電話がかかってきます。また、脅し文句で代金を払わせようとします。断っても、代金引換便で送ってきたり、現金書留封筒を同封したりして代金を払わせようとします。

### アドバイス

- 申し込んだ覚えがなければきっぱり断りましょう。
- 申し込んでいないのに商品を送ってきた場合は、配達の方に伝えて受け取りを拒否して、業者名と連絡先をメモしたうえで、持ち帰ってもらいましょう。
- もし受け取ってしまった場合は、開封せずにすぐにご相談ください。

電話で勧誘され承諾してしまった場合でも、契約書面を受領した日から8日以内なら、クーリング・オフできます。

## 怪しい投資話 (買え買え詐欺)



【主な商品の例】  
・未公開株  
・社債  
・ダイヤモンド  
・事業の権利

「名前を貸してください。謝礼金を払います。」と誘ってくるパターンもあります。

高齢者をねらい、ありもしない話を信用させる詐欺的な勧誘が横行しています。自宅に投資商品のパンフレットが送られてきた後に、別の業者から勧誘の電話がかかります。

### アドバイス

- もうけ話には手を出さないでください。
- 「高値で買い取る」「名前を貸してほしい」と持ちかけられても相手にしないでください。
- きっぱりと断ってすぐに電話を切りましょう。
- 絶対に現金を送ったり、振り込んだりしないでください。

相談は、生活相談課  
☎(25)8125まで!  
(平日8時30分～17時)

